

社会福祉法人ひかりの里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりの里の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給額)

第3条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

2 評議員の報酬は、無報酬とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。